○東北地方整備局告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年一月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道大島浪板線改築工事（大島架橋事業・宮城県気仙沼市東八幡前地内から同市三ノ浜地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県気仙沼市東八幡前、大峠山、浪板、大浦、小々汐、二ノ浜及び三ノ浜地内

２　使用の部分　宮城県気仙沼市東八幡前、大峠山、浪板、大浦、小々汐、二ノ浜及び三ノ浜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市東八幡前地内から同市磯草地内までの延長6.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大島浪板線改築工事（大島架橋事業）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道大島浪板線改築工事（大島架橋事業）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道大島浪板線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、気仙沼市大島を起点とし、同市浪板地内の県道気仙沼唐桑線との交

差点を終点とする延長5.1㎞の幹線道路である。

本路線の起点である大島は、大島と本土とを連絡する道路が未整備であることから物流等の主要交通手段は海上輸送のみである。

しかしながら、海上輸送は運航時間が限定されているとともに、気象条件により運休が行われるなど、定時性が確保されていない状況にある。また、本土における本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が多数存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮出来ていない状況にある。さらに、本路線が通過する気仙沼市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、現道においては、浸水、路盤損傷等により、一部通行止めが行われたものである。

本件事業の完成により、本土と大島とを結ぶ道路が新たに整備されることから定時性が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、エゾアカヤマアリ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トウホクサンショウウオその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているセンウズモドキ、キンランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、このうち１箇所については既に発掘調査を完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとし

ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本土と大島とを道路によって接続させることにより定時性を確保することなどを主な目的とし、宮城県条例による第３種第２級又は第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より山側を通過する案の２案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、移転対象物件は多いものの、トンネル延長が短いことから施行性に優れているとともに、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本土と大島とを道路によって接続させることにより定時性を確保するなどの必要があることから、本件事業を施行する必要があると認められる。

また、気仙沼市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所